

**要請対象以外の事業を売上台帳で区分できない場合の売上高割合の算出様式**

店舗所在地 \_\_\_\_\_  
法人名又は屋号 \_\_\_\_\_  
代表者名又は個人事業主の氏名 \_\_\_\_\_

(1) 算出に用いる期間

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(2) 上記期間中の総売上高

\_\_\_\_\_円・・・(A)

(3) 上記期間中の要請対象事業の売上高

\_\_\_\_\_円・・・(B)

(4) 要請対象事業の売上高割合

$$(B) \div (A) = \boxed{\phantom{0.3441}} \text{ (小数点第2位未満切上げ)}$$

(例) 0.3441... → 0.35

※注意点※

- ①要請対象（飲食業等）以外の事業を営んでおり、売上台帳で切り分けができない場合に、本割合を用いて、1日当たり売上高を計算する場合は、申請時に本様式を追加で提出ください。  
なお、中小企業、個人事業主等で、要請対象事業（飲食業等）の店舗当たりの1日当たりの売上高が「83,333円」を明らかに超えない方は、本様式の提出は不要です。
- ②1日当たり売上高を計算するまでの過程における各計算結果は、全て1円未満切上げとしてください。
- ③算出に用いる期間は、これまでのレシートや売上メモなどの保管資料を用いて計算するのであれば要請期間前の期間を設定することも可能です。また、要請期間後の申請日までの期間を設定することも可能です。
- ④和歌山県営業時間短縮要請協力金の申請時は、レシート、売上メモ等の本計算に用いた資料の提出は不要ですが、審査途中で必要に応じて事情の確認や追加資料の提出を求められますので、関係書類の保管（5年間）をお願いします。